

通商産業委員會議録第五号

C11111D

昭和二十六年十一月十二日(月曜日)

午後一時四十九分開議

出席委員

委員長 小金 義照君

理事 高木吉之助君 理事 中村 幸八君
理事 高橋清治郎君

阿左美廣治君 今泉 貞雄君

小川 平二君 神田 博君

澁谷雄太郎君 永井 要造君

中村 純一君 加藤 鏡造君

風早八十二君

委員外の出席者

通商産業事務官 井上 尚一君

(通商振興局長) 専門員 谷崎 明君

十一月十二日

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案(小金義照君外十八名提出、衆法第二号)

同月九日

電力増強対策確立に関する請願外一件(星島二郎君外一名紹介)(第八五八号)

国内ボーキサイト開発に関する請願(高橋六郎君紹介)(第九〇七号)

東北地区の電力使用制限緩和等に関する請願(庄司一郎君紹介)(第九〇八号)

同月十日

グリーンツチ島の礫石採掘に関する請願(庄司一郎君紹介)(第九五九号) 須原発電所電力増強工事施行の請願(田中角榮君紹介)(第一〇一二号)の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

連合審査会開会に関する件

輸出信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案(小金義照君外十八名提出、衆法第二号)

○中村委員長代理 それではただいまより通商産業委員会を開会いたします。

小金委員長が商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案の提案者として提案理由の説明をされる関係から、その間私が委員長としての職務を行います。

まずただいま本委員会に付託されました商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。その提案理由の説明を願います。小金義照君。

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律

商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「貿易組合及貿易組合連合会」を削る。

第二條第一項中「東京市」を「東京都」に改める。

第三條第一項中「貿易組合連合会、信用金庫又ハ銀行」を「銀行又ハ信用金庫」に改め、同條第二項中

「連合会」を削り、同條第三項中「又ハ貿易組合連合会」及び「又ハ所屬連合会」を削り、「所屬組合」を「其ノ構成員(構成員が事業協同組合タルトキハ其ノ組合員ヲ含ム以下同ジ)」に改め、同條第四項中「又ハ貿易組合連合会」を削る。

第五條第六号及び第十條中「又ハ所屬連合会」を削る。

第七條第一項中「中小企業等協同組合」を「又ハ中小企業等協同組合」に改め、同條第二項中「又ハ一連合会」を削り、「千口」を「一万口」に改める。

第三十二條を次のように改める。
第三十二條 削除

第二十三條中「第四百四十五條第五号」を「第四百四十五條第四号」に改める。
第二十七條第一項但書中「及貿易組合」を削る。

第二十八條第一項第一号から第三号まで、第五号及び第七号中「所屬連合会」を「其ノ構成員」に改め、同項第四号中「所屬連合会」を「其ノ構成員」に改め、同項第五号中「其ノ構成員」を「其ノ構成員」に改め、同項第六号中「貿易組合、貿易組合連合会、公共団体其ノ他営利ヲ目的トセザル法人」を「其ノ構成員、公共団体其ノ他営利ヲ目的トセザル法人又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル銀行其ノ他金融機関」に改め、同項第八号中「又ハ所屬連合会」を削る。

第二十八條ノ三を次のように改める。

第二十八條ノ三 商工組合中央金庫ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケテ、公共団体又ハ銀行其ノ他金融機関ノ業務ノ一部ヲ代理スルコトヲ得

第二十九條第一項第三号中「貿易組合、貿易組合連合会又ハ食糧営団」を削り、同項第四号を次のように改める。

四 主務大臣ノ認可ヲ受ケタル銀行其ノ他金融機関ニ対シ短期貸付ヲ為スコト

第五十條第一項中「一年」を「三年」に、「千円」を「二十万円」に改める。
第五十一條中「百円以上千円以下」を「千円以上三万円以下」に改める。
第五十二條及び第五十三條中「十円以上五百円以下」を「千円以上一万円以下」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

○小金委員 ただいま議題となりました商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

あらためて申すまでもなく、中小企業はわが国の産業並びに経済において極めて重要な地位を占めており、講和後の自立経済体制の確立も、中小企業の振興発展にかかるところがはなはだ多いのでありますが、現在の経済情勢下におきましては、中小企業の振興

のためには何といつても金融面の対策が最も重要と考えられるのであります。

御承知のように、中小企業は従来より概してその基礎が薄弱であるため、銀行等から、金融を受けることが大企業に比べて著しく困難でありますので、いろいろ中小企業専門の金融機関が設けられておりましたが、商工組合中央金庫はその一つとして、中小企業者の協同組合に対する金融を行うことを目的として、昭和十一年に設立された国家的な金融機関であります。中小企業金融の逼迫が深刻となるにつれて、その果たすべき役割は、重要となつて来ておりますので、この際商工組合中央金庫法の一部を改正し、その機能の充實強化をはかることとしたのであります。次第であります。

改正の内容は、他の法律の改定に伴う條文整理を含み、十数点にわたつてありますが、その最も重要なものは、従来取引対象が中小企業等協同組合だけに限られていたものを預金受入れについては中小企業等協同組合の構成員にまで、また貸付については、所屬組合の構成員にまでそれ〴〵擴張したことであります。すでに申し上げましたように、商工組合中央金庫は、中小企業等協同組合に対する金融を行うことを目的とする金融機関であります。が、特に中小企業等協同組合のみを業務の対象としたておりましたゆえんは、中小企業振興対策の重心は、その

組織化の推進に置くのが最も適當であるからにはかならないのであります。しかしながら中小企業等協同組合の現段階におきましては、中小企業協同組合に対する金融は組合の共同事業に對して行うだけでは十分でなく、組合員である個々の中小企業者の事業に對しても行う必要がある場合があるのであります。このような場合、現在ではまづ協同組合に對して金融を行い、協同組合より組合員に對して転貸しを行うという形をとっているものであります。これはいたずらに手数がかかるのみで、実情にも即しませんので、このような場合には、直接組合員たる中小企業者に對し貸し付ける道を開く必要があるものであります。この場合直接中小企業者に貸し付けることとしても、それが協同組合の組合員である限り、組合金融機関たる商工中金の本旨にもとるものではなく、むしろ實際に即して、その機能を強く發揮することとなるものと考へられるのであります。

右の場合に對照して、預金については当然組合員たる中小企業者から受入れられることとなりますが、これにより、従来とかく散逸しがちでありました組合員の資金が集められ、商工中金の資金繰りに好影響を及ぼすものと期待されるのであります。

改正の第二のねらいは、商工中金の金融機関としての業務範囲を擴充することであり、商工中金は、従来中小企業等協同組合のための特殊金融機関であるという建前上、一般の銀行等に比べて業務範囲がいろいろ制限されておりますが、貸付と並行して債務保証を行うことや、業務上の余裕金をコーポレーションに活用すること等は、金融機

関として当然の業務であり、特に商工中金についてのみこれを制限することは理由のないことでありますから、この際商工中金の業務に追加することとしたのであります。

改正の第三のねらいは、一組合の出資口数の制限を従来の一千口から一万口に引上げることであり、商工中金に對する一組合の出資口数があまり大きくなつて、一部少数の組合に出資を独占されることは、中小企業等協同組合の全体のための金融機関であることの趣旨に反しますので、従来その限度を千口と定めていたものであります。しかしながら、これは商工中金が設立当初資本金一千万円、輸出資口数十萬口のときの制限でありまして、今日のように、資本金十五億圓、輸出資口数千五百萬口となつては低きに過ぎますので、これをさしあたり十倍の一萬口に引上げることとしたいのであります。

○中村委員長代理 以上で提案理由の説明を終りました。質疑は次会よりこれを行うことといたします。

○中村委員長代理 次に輸出信用保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、去る九月提案理由の説明がありましたので、これより逐條説明を求めます。

○井上説明員 輸出信用保険法の一部を改正する法律案につきまして、逐條的に簡単に御説明を申し上げます。

先般提案理由の説明におきまして御了解願つたことと存じますが、本案の提案理由につきまして簡単に申し上げます。従来、輸出信用保険法は、昭和十五年の三月三十一日に施行になりました。同年六月から輸出信用保険の引受けを行つて参りました。この内容は、輸出に伴ひました外国における為替制限あるいは戦争、あるいは暴動といふような政治的、行政的な非常危険に基きましての不測の損失を填補するといふのが従来の保険制度の本旨でございますが、最近御承知の通りにプラント輸出という問題がますます重要性を加えて参りました。ことに東南アジア地域の開發計画あるいは南米諸国の經濟進展に伴ひまして、こ

ういふプラント輸出と申しますか、生産財の輸出が逐次増加して参つたのであります。この生産財、プラント輸出の場合におきましては、普通の貨物の輸出とは異なりまして、この代金の決済の方法が非常に長期にまたがりまして、その代金の全部または一部の支拂いが延期になります場合とか、

あるいはまた現金にかへまして、現物の決済の方法をとるといふような場合もあり、要するに普通の輸出におきましては、いわゆる取消し不能の信用状の開設に伴ひまして、輸出貨物の代金請求権に関する危険は一應解消せられるわけでございますが、今申しましたようなプラント輸出の場合におきましては、その通常の取消しが不能の信用状方式をとることができない場合が少くございませぬ關係上、そういう特殊決済の方式によります場合には、買手側に長期の信用を供与するという關係上、相当危険がここに多いわけであり、今後が国としてまづプラント輸出につきましては、これの發展を一層推進して参る必要がございますので、今般この輸出信用保険法の一部を改正しまして、特にプラント輸出を主たる対象としまして、こ

ういふ特殊決済方式に基きましての輸出に伴う危険をカバーしようといふのが、今回提案の本旨でございます。

なお従来の現行輸出信用保険制度は、これはこのまま續けて参ることに相なりますが、従来の輸出信用保険は、民間の保險会社が貿易業者と直接契約を締結しまして、政府はその民間の保險会社に對しまして、これが再保險を引受けるという方式でございます。が、今般の輸出信用保険制度の改正として加へることになりましたプラント輸出に伴ひます信用供与に関する危険につきましての保險は、これは政府の直營保險として行つて参る予定であります。この従来の保險制度と比べまして、その保險の内容、担保物件の内容が違ひます点と、契約締結方式につきまして、従来の保險とは異なる

あるいはまた現金にかへまして、現物の決済の方法をとるといふような場合もあり、要するに普通の輸出におきましては、いわゆる取消し不能の信用状の開設に伴ひまして、輸出貨物の代金請求権に関する危険は一應解消せられるわけでございますが、今申しましたようなプラント輸出の場合におきましては、その通常の取消しが不能の信用状方式をとることができない場合が少くございませぬ關係上、そういう特殊決済の方式によります場合には、買手側に長期の信用を供与するという關係上、相当危険がここに多いわけであり、今後が国としてまづプラント輸出につきましては、これの發展を一層推進して参る必要がございますので、今般この輸出信用保険法の一部を改正しまして、特にプラント輸出を主たる対象としまして、こ

ういふ特殊決済方式に基きましての輸出に伴う危険をカバーしようといふのが、今回提案の本旨でございます。

なお従来の現行輸出信用保険制度は、これはこのまま續けて参ることに相なりますが、従来の輸出信用保険は、民間の保險会社が貿易業者と直接契約を締結しまして、政府はその民間の保險会社に對しまして、これが再保險を引受けるという方式でございます。が、今般の輸出信用保険制度の改正として加へることになりましたプラント輸出に伴ひます信用供与に関する危険につきましての保險は、これは政府の直營保險として行つて参る予定であります。この従来の保險制度と比べまして、その保險の内容、担保物件の内容が違ひます点と、契約締結方式につきまして、従来の保險とは異なる

方式を今般とりまします關係上、従来の分を甲種の保險と稱し、今般新たに加へました保險制度を乙種保險と稱しよう、そういうことにいたしております。

次に逐條の御説明でございますが、第一條、第二條、第三條、第四條、第五條中の改正でございますが、これは今申しました新たな乙種保險制度を今般設けることに伴ひまして、従来の再保險方式によります輸出信用保險と區別をする關係上、必要な形式的改正にすぎないのであります。今般の新種の保險の内容は、次の第五條の二以下四項の規定にこの実体を盛り込んであります。

第五條の二といたしまして、ここに「政府は、輸出者が輸出契約に基いて政令で定める貨物を輸出した場合において、左の各号の一に該当する事由によつて当該輸出貨物の代金を回收することができないことにより受ける損失（輸出貨物について生じた損失を除く。）をてん補する輸出信用保險を引き受けることができる」とありまして、次の一、二、三、四、五というものは、保險事故をここに列挙してござい、今般の乙種保險におきまして、これは被保險者は輸出者に限つております。ここには輸出者と申しまして、輸出業者と申しておりませぬ關係で、これは一回限り輸出を行うような場合も、この保險の被保險者となり得るというわけであります。

なお輸出エキスポーターに関連しました製造業者あるいは金融機関は、もちろん被保險者となることはできませんけれども、輸出者の承諾を得まして、第三者のための保險契約を締結す

一応今年十二月一日から施行する予定にいたしておるのでありますが、幸いにして国会の承認可決を得ました場

合には、われ／＼の方としまして至急その準備を進めたいと思ひます。以上でございます。

○風早委員 きょうは大体逐條審議はやらないというわけですが、ちよつとこれに関連してぜひお尋ねしておかなければならない点が一点ありますから、それをききようおわかりになれば簡単にやつてもらいたい。それは第五條の二で、乙種保険の損失の理由になる事故がずつと出ておりますが、今の御説明の中にあつたように、キャンセルによるものはこの事故外にしてある、つまり除外してある、こういうこととす。しかしながら実際に業者にとりましては、日本の輸出者あるいは輸出業者の責めにやらないキャンセルによる損失というものは実に相当のものだらうと思ふのです。ずつと前の国会でも、キャンセル、クレームのことが非常に問題になりまして、相当詳細な事故別のまた責任別の資料も提供されたことがあるのですが、最近はどうもキャンセルという問題についての資料の提供がないわけですね。一概にキャンセルによるものすべてこの事故に新たに入られて行くということについては、いろいろ問題があると思ひますが、しかしながら今日キャンセルがどの程度実際に出ておるか。業者がこれによつて実際の程度の損害をこうむつておるか。この点は一応本案を審議するにあつて、あらかじめ知つておかなければならない重要な事項の一つだと思ふのです。この点についてはどうお考えになつておられるか。そうしてキャンセルについての最近の事情をおわかりになりましたら、振興局長に簡単に御説明願ひたい。

○井上説明員 今般のこの乙種保険制度の創設におきまして、キャンセルについて、これを保険事故として考えなかつた理由は先ほど申した通りでありまして、キャンセルの危険をなおかつつてこの国家の保険制度の対象として考へることは、反面にいろいろ弊害の多いことが予想し得る關係上、今般のこの保険制度としましては、第五條の二に列挙いたしましたように、いわゆる輸出契約に基いて貨物を現実に輸出した場合に生ずる代金請求権について生ずる危険だけに限つたわけでありす。

なおただいまの風早委員からのキャンセルの現況はどうなつておるかという御質問ですが、すでに御承知の通り、現実に輸出しました場合には、輸出承認統計とか、あるいは輸出の船積み統計とかいう資料は整備しておるものでありますが、輸出契約の總額がどうなつておるかという点につきましては、現行の貿易管理法令のもとではこれを把握する方法がないわけでありす。従ひましてこのうちどのくらいの部分のものがキャンセルになつたかというような両者の比較につきましては、これはきわめて困難であります。が、業界としまして比較的そういう資料の把握が可能である纖維關係について例をとつて申しますれば、大抵本年一月から八月ぐらゐまでの間を通じて、輸出契約の統計は九億五千五百萬ヤール程度であります。この契約高に對しまして實際キャンセルになつたものと考へられますものは約二億一千六百萬ヤールであるというような数字に相なつております。地域的に申しますれば、パキスタンが一番多かつた

と存じます。しかしながら八月以降におきましては、だん／＼世界の市況も変化して参りましたし、また政府におきましても輸出貿易管理令の適切な運用によりまして、このキャンセルの防止にいろいろ努めて参りました關係上、大抵逐次減少の傾向にございす。簡単にございすが、現況としましては大体以上のようになつております。

○風早委員 今伺いますと、纖維だけでも大体四分の一足らずのキャンセルがある、そういうことであります。これはたいへんな大きな問題と思ふのです。ことにキャンセルに對しては、向う側からはキャンセルをして参ります。が、こちらからキャンセルをするというようなことは事実上できないです。これはクレームの場合でもそうですが、こちらからクレームなりキャンセルなりするといふ手段、方法その期間というものが非常に明確を欠いておるし、また事実上なか／＼やれない。従つて業者としては一方的に向うから破棄して来て、それによつてこちら側だけが損害をこうむるというやうな非常に危険負担の多い事故でありますから、この点については、なおやはり本案の審議について十分にお互いに研究しなければならぬ点だと思ふのです。

そこで今纖維關係だけあげられましたが、その他の、たとえば機械製品にしましては、ことにプラントや何かの場合に將來こういうことが起ります。とたいへん大きな問題になりますので、そういう点で東南アジアの實際の現況から見て、今後ますます／＼こういう危険が起り得る問題として、政府におかれましてはもう少し積極的に資料を整備して提出していただくことを希望して、きょうは私はこれで打ち切ります。

○小金委員長 以上をもちまして逐條説明並びにこれに関連した質問は終了しました。

この際お諮りいたします。ただいま私からその提出理由を御説明申し上げました商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案、本件につきましては、大蔵委員会と連合審査をいたしたいと思ひますが、御異議がございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小金委員長 御異議なしと認めます。そのように決します。

○森谷委員 連合審査をされることはけつこうですが、希望としてちよつと申し上げておきたいと思ひます。商工組合中央金庫法の改正にあたりまして、年末金融その他の問題について、相当つづ込んだお話を伺わなければならぬと思ひますので、連合審査の場合には、大蔵当局がぜひ進んで出席なさるやうに特に御盡力を願ひたいと思ひます。都合によつては大臣が特に出席するやうに御配慮願ひます。

○小金委員長 承知いたしました。

本日はこの程度にて散會いたします。次会は明十三日午後一時より開會いたします。以上二法案に対する質疑に入る予定であります。

午後二時三十五分散會

昭和二十六年十一月十七日印刷

昭和二十六年十一月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局